会 議 開 催 の お 知 ら せ

令和８年度宮城県防災会議

■　日　　時　　令和８年１１月１８日（水）
　　午後３時１５分から午後４時１５分まで（予定）

■　場　　所　　仙台市青葉区本町三丁目８番１号
　　宮城県庁行政庁舎　４階　庁議室

■　議　　題
　１　審議事項
　　宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・
　風水害等災害対策編・原子力災害対策編・資料編〕の修正について
　２　報告事項
　（１）市町村地域防災計画の修正について
　（２）令和８年分の災害等の発生状況について
　（３）ぼうさいこくたい２０２７in 宮城について
　３　その他

■　傍聴定員　　１０名
　　傍聴を御希望の方は、会議の開催予定時刻までに、会場で受付をしてください。
　　傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了します。

■　問合せ先　　宮城県防災会議事務局
　　（宮城県復興・危機管理部　防災推進課　防災推進班）
　　電話０２２－２１１－２３７６

傍　聴　要　領

宮城県防災会議

１　傍聴する場合の手続

⑴ 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名及び住所を記入し、事務局職員の指示に従っていただき会議の会場に入室してください。

⑵ 傍聴の受付は、先着順で行います。したがって、定員になり次第、受付を終了します。

２　会議を傍聴するに当たって守っていただく事項

⑴ 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長及び事務局職員の指示に従ってください。

⑵ 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

⑶ 会場において、飲食又は喫煙しないこと。

⑷ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではありません。

⑸ その他会議の支障となる行為をしないでください。

３　会議の秩序の維持

傍聴者が２の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。